

○西郷村工事等の指名競争入札参加資格及びその審査の申請時期並びに当該申請に必要な書類等に関する要綱

平成16年11月25日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村財務規則(昭和61年西郷村規則第4号)第122条第1項の規定により、西郷村を発注者として、指名競争入札の方法により工事等の請負、測量等の委託契約を締結する場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を定めるものとする。

(指名競争入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加させることができない。ただし、村長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に該当する者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (3) 工事等の請負契約又は測量等の委託契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行しないため、指名競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者
- (4) 工事等の請負契約又は測量等の委託契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- (5) 指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に関する申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載した者
- (6) 工事の請負契約にあっては、別表の種別欄に掲げる工事の別に応じ、審査基準日(資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の直前の営業年度終了の日(以下「直前営業年度終了日」という。)の直前1年(以下「審査対象年」という。)の営業年度において完成工事高のない者又は審査基準日の直前1年の営業年度において取扱高のない者
- (7) 西郷村が締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第5号から第7号までに規定する者又はこれらと密接な関係を有する者
- (8) 資格の審査の申請時において、税を滞納している者
- (9) 社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)に加入していない者(個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。)

(資格及びその有効期間)

第3条 資格は、申請書等により審査の上、村長が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 西暦における偶数年の7月1日(以下「定期受付日」という。)を審査基準日とする申請書等を提出した者(以下「定期受付申請者」という。) 当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から2年間
- (2) 定期受付日以外の日を審査基準日として申請書等を提出した者(以下「随時受付申請者」という。) 提出した日の翌々月の初日から次の西暦における奇数年の3月31日まで

(資格の認定の取消し)

第4条 村長は、資格の認定を受けた者が第2条第1号から第5号まで及び第7号のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すものとする。

(工事の請負契約に係る資格の審査)

第5条 工事の請負契約に係る資格は、西暦における偶数年の7月1日を審査基準日として次に掲げる事項について審査し、その結果を総合勘案して、指名競争入札に参加する資格を有すると認められる者については、別に定める格付け基準により格付けを行ったうえで、入札参加資格者名簿(以下「参加者名簿」という。)に登載するものとする。

(1) 経営規模

- ア 直前営業年度終了日の直前2年又は直前3年の各営業年度における完成工事高について算定した別表の種別欄に掲げる工事ごとの年間平均完成工事高
- イ 直前営業年度終了日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額
- ウ 直前営業年度終了日における建設業に従事する職員の数又は直前営業年度終了日及び基準決算の前期末における建設業に従事する職員数の平均の数

(2) 経営状況

- ア 審査対象年における売上高営業利益率
- イ 審査対象年における総資本経常利益率
- ウ 審査対象年におけるキャッシュフロー対売上高比率
- エ 審査対象年における必要運転資金月商倍率

- オ 審査対象年における立替工事高比率
 - カ 審査対象年における受取勘定月商倍率
 - キ 審査対象年における自己資本比率
 - ク 審査対象年における有利子負債月商倍率
 - ケ 審査対象年における純支払利息比率
 - コ 基準決算における自己資本対固定資産比率
 - サ 基準決算における長期固定適合比率
 - シ 審査対象年における付加価値対固定資産比率
- (3) 直前営業年度終了日における建設業に従事する職員のうち別表の種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者の数又は直前営業年度終了日及び基準決算の前期末における建設業に従事する職員のうち別表の種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者の数の平均の数
- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者
 - イ 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものを受けた者であってアに掲げる者以外のもの
 - ウ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号ハに該当する者でア及びイに掲げる者以外のもの
- (4) その他の審査項目
- ア 次に掲げる労働福祉の状況
 - (ア) 直前営業年度終了日における雇用保険加入の有無
 - (イ) 直前営業年度終了日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無
 - (ウ) 審査対象年における賃金不払の件数
 - (エ) 直前営業年度終了日における建設業退職金共済制度加入の有無
 - (オ) 直前営業年度終了日における退職一時金制度導入の有無
 - (カ) 直前営業年度終了日における企業年金制度導入の有無
 - (キ) 直前営業年度終了日における法定外労働災害補償制度加入の有無
 - イ 直前営業年度終了日の属する年(1月1日から12月31日までをいう。)の前年及び前々年に国内における建設工事について発生した次に掲げる業務災害による死亡者及び負傷者(当該業務災害により連続4日以上休業した者に限る。)の数
 - (ア) 申請者が発注者から直接請け負った建設工事について発生した業務災害
 - (イ) 申請者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害((ア)に掲げる業務災害を除く。)
 - (ウ) 申請者から建設工事((ア)に掲げる建設工事を除く。)を直接請け負った者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害
 - ウ 直前営業年度終了日までの建設業の営業年数
 - エ 直前営業年度終了日における建設業に従事する職員のうち次に掲げる者の数
 - (ア) 建設業経理に関する知識及び処理能力の審査・証明事業認定規程(昭和59年建設省告示第1415号)に基づき国土交通大臣の認定を受けた建設業経理事務士検定試験の二級試験に合格した者並びに公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
 - (イ) (ア)の建設業経理事務士検定試験の二級試験に合格した者であって(ア)に掲げる者以外のもの
- (測量等の委託契約に係る資格の審査)

第6条 測量等の委託契約に係る資格は、次に掲げる事項について審査し、その結果を総合勘案して、指名競争入札に参加する資格を有すると認められる者については、参加者名簿に登載するものとする。

- (1) 審査基準日の直前2年の各営業年度における別表に掲げる種別ごとの取扱高の年間平均取扱高
 - (2) 審査基準日の前日における測量等に従事する職員の数
 - (3) 業務の経歴
 - (4) 資本金額
 - (5) 審査基準日の前日までの測量等の営業年数
- (申請書等の提出)

第7条 資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を村長に提出しなければならない。

- (1) 工事の請負契約に係る者についての申請書等
 - ア 建設工事入札参加資格審査申請書(第1号様式)
 - イ 建設業の許可を受けていることを証する書面の写し
 - ウ 工事経歴書(第2号様式その1)
 - エ 完成工事高集計表(第2号様式その2)
 - オ 審査対象年に係る経営事項審査結果通知書(審査対象年に係る経営事項審査を申請中の者にあつては、経営事項審査申請書)の写し

- カ 経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表(第5号様式その1)
 - キ 技術者経歴書(第3号様式その1)
 - ク 営業所及び委任関係一覧表(第4号様式その1)及び営業所に権限を委任したことを証する書面(営業所に見積、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限る。)
 - ケ 審査基準日の直前1年において納付し、又は納付が確定したものに係る次に掲げる納税証明書又はその写し
 - (ア) 法人(申告所得)税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人(個人)事業税、法人(個人)県民税及び自動車税
 - (ウ) 事業主として村に納付すべき村税
 - コ 法人にあつては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあつては身分証明書又はその写し
 - サ 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(第10号様式)
 - シ 主観的事項評価証明書(第12号様式)
- (2) 測量等の委託契約に係る者についての申請書等
- ア 測量等入札参加資格審査申請書(第6号様式その1)
 - イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (ア) 別表に掲げる種別の業種に関する登録を受けている者 登録証明書等の写し及び法人にあつては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあつては身分証明書又はその写し
 - (イ) 別表に掲げる種別の業種に関する登録を受けていない者 法人にあつては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあつては身分証明書又はその写し
 - ウ 業務経歴書(第6号様式その2)
 - エ 測量等に係る登録と入札参加申込業種の取扱業務高対応表(第5号様式その2)
 - オ 技術者経歴書(第3号様式その2)
 - カ 技術者集計一覧表(第6号様式その3)
 - キ 審査基準日直前2年の各営業年度の財務諸表
 - ク 営業所及び委任関係一覧表(第4号様式その2)及び営業所に権限を委任したことを証する書面(以下「営業所一覧表等」という。)(営業所に見積、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限る。以下同じ。)
 - ケ 前号ケ及びサに掲げる書類
- (申請書等の提出期限等)

第8条 申請書等は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期限内に財政担当課へ提出しなければならない。

- (1) 定期受付申請者 審査基準日の属する年の11月から翌年の2月末日までの間でその都度告示する期間
 - (2) 随時受付申請者 別に村長が指定した日
- (申請書等の変更)

第9条 申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに入札参加資格審査事項変更届(第11号様式)に変更内容を記載し、関係書類を添付の上村長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成24年11月15日告示第79号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に西郷村工事等の指名競争入札参加資格及びその審査の申請時期並びに当該申請に必要な書類等に関する要綱第3条に規定する資格の有効期間にある者の資格の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年11月7日告示第69号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に西郷村工事等の指名競争入札参加資格及びその審査の申請時期並びに当該申請に必要な書類等に関する要綱第3条に規定する資格の有効期間にある者の資格の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年11月10日告示第118号)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成30年5月10日告示第58号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月10日告示第82号)
この要綱は、公布の日から施行する。
別表(第2条、第5条、第6条、第7条関係)

入札の種別	工事等の種別
工事請負	一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、PC橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事
委託	地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計

様式(省略)